

金沢市公園条例に基づく行商及び興業の許可に関する審査基準（案）の概要

1 目的

本市では、まちなか公共空間利活用事業として、まちなかの公園、道路等の公共空間の居心地や利便性を高め、まちなかの賑わいを創出する施策を実施してきました。この施策の中で「まちなか公共空間にぎわい協力団体※」による民間発意の公共空間の利活用に関する実証実験を行っています。

このたび、実証実験を踏まえた公共空間の利活用を本格化させるとともに、令和6年2月に供用を開始した金沢スタジアムを含む金沢城北市民運動公園の賑わいを創出するため、金沢市公園条例（以下「条例」といいます。）に基づく公園の行商及び興業の許可に関する審査基準を制定します。

※公共空間において賑わいを創出することを目的にイベント等を実施するため、協定を締結した団体

2 金沢市公園条例に基づく行商及び興業の許可に関する審査基準（案）

(1) 行商（キッチンカー等）に関する基準（条例第3条第1項第1号関係）

① 申請者に関する基準

申請者が次のいずれかに該当する場合は、行商を許可しないものとします。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及び暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者
- イ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている、若しくは過去に受けたことのある団体及びその代表者、主宰者又はその構成員並びにその協力者と認められる者
- ウ 代表者、役員又はその使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴の提起された日から2年を経過しない者
- エ 法令等の規定により許認可が必要とされる場合は、許認可等の条件となる

免許を有していない者

オ 公園利用者の利便性の向上及び公園の賑わい創出の目的以外で使用しようとする者

カ 公共の利益に反する行為を行い、又は行うおそれのある者

② 場所又は公園施設の基準

行商を行おうとする場所又は施設が、金沢市管理の公園のうち次の公園であること。

ア 大規模公園（総合公園、運動公園）のうち別図に示す公園

イ まちなか区域に存する公園のうち別図に示す公園

※他の公園利用者の支障とならないよう使用できる箇所を指定します。

③ 行商の内容の基準

条例第3条第1項第1号に規定する行為のうち、公園利用者の利便性向上及び公園の賑わいの創出に寄与すると認められる飲食物（酒類を除く。）の販売行為であること。

※条例第3条第1項第3号（興業を行うこと。）及び第4号（競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。）による行為の場合は、酒類を含む飲食物の販売行為を行うことができます。

(2) 興業に関する基準（条例第3条第1項第3号関係）

① 興業の内容の基準

次の場合は、興業を許可しないものとします。

ア 他の公園利用者の利用に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。ただし、市長が特に必要があると認めるときは除く。

イ 施設、設備等を損傷し、汚損するおそれがあると認められるとき。

ウ 使用の期間が長期にわたり、他の使用に妨げがあると認められるとき。

エ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

オ 公の目的以外での寄附金の募集、募金活動及び勧誘行為をするとき。

カ 他人に危害又は迷惑を与えるおそれのあるとき。

キ 大音響、異臭等により、公衆に不快の念を与えるおそれのあるとき。

ク イベントを伴わない物品の販売又は飲食を提供するとき。

ケ 公序良俗に反するおそれがあるとき。

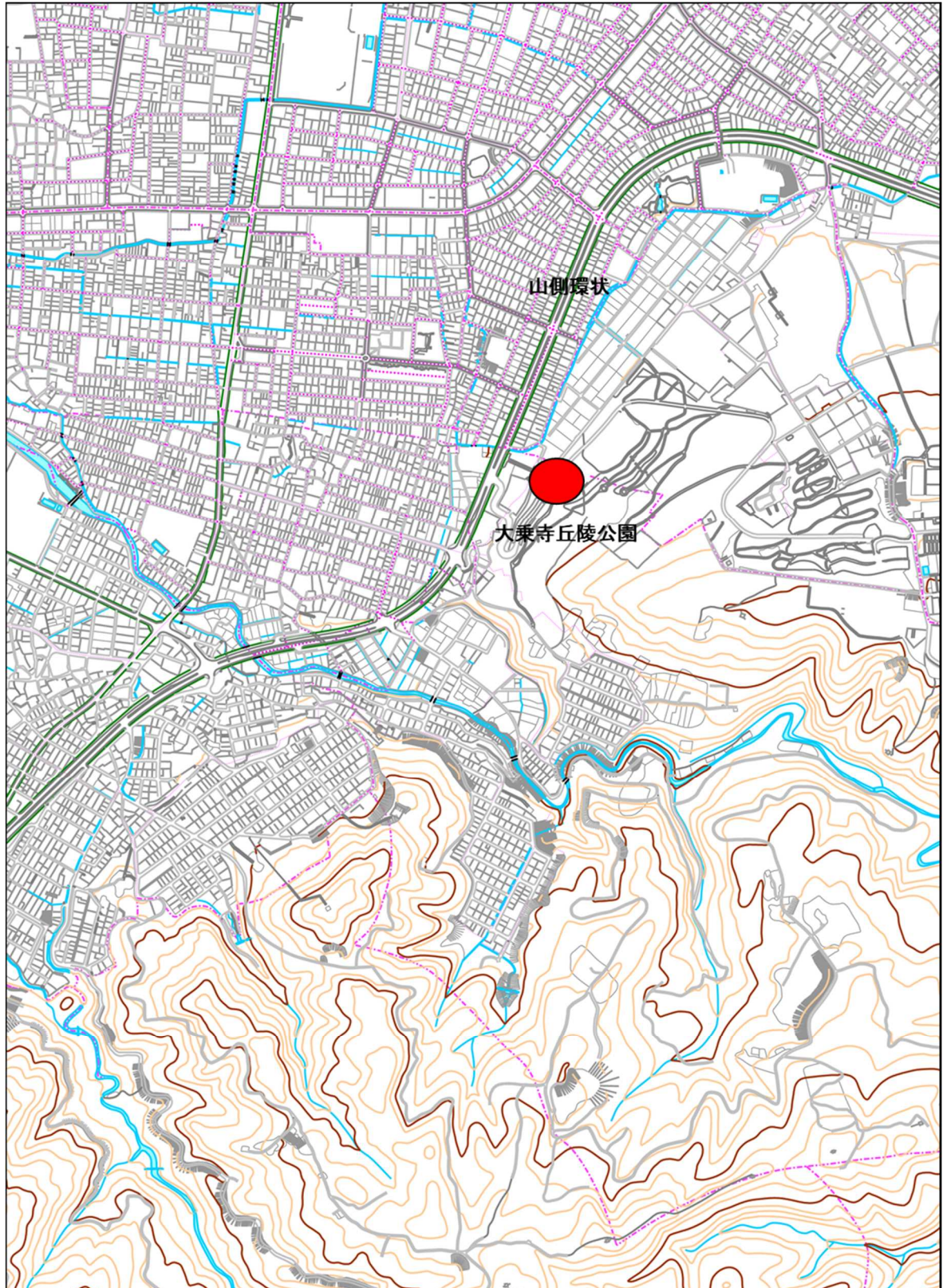
コ その他公園の利用及び管理に支障があるとき。

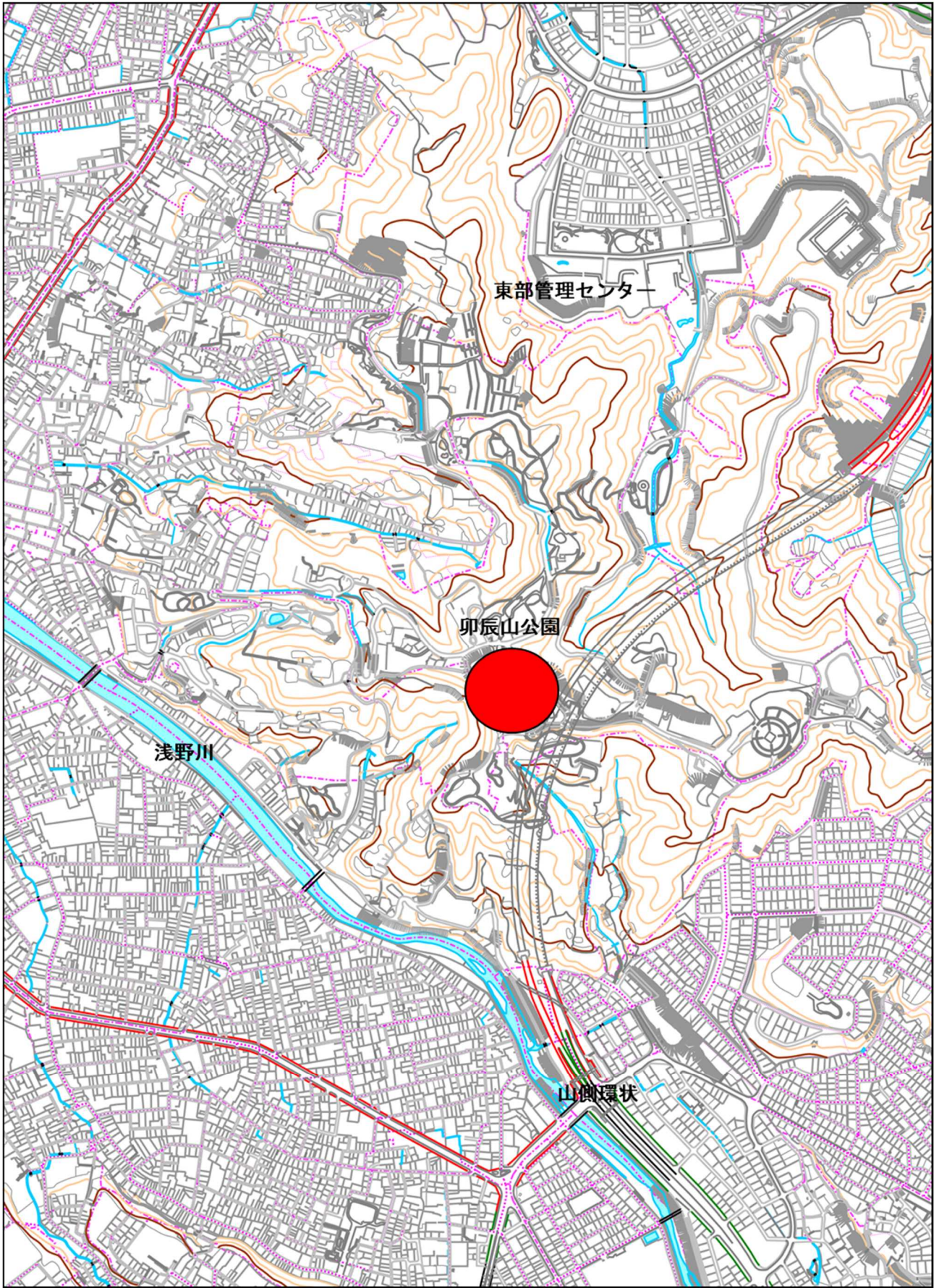
② 場所又は公園施設の基準

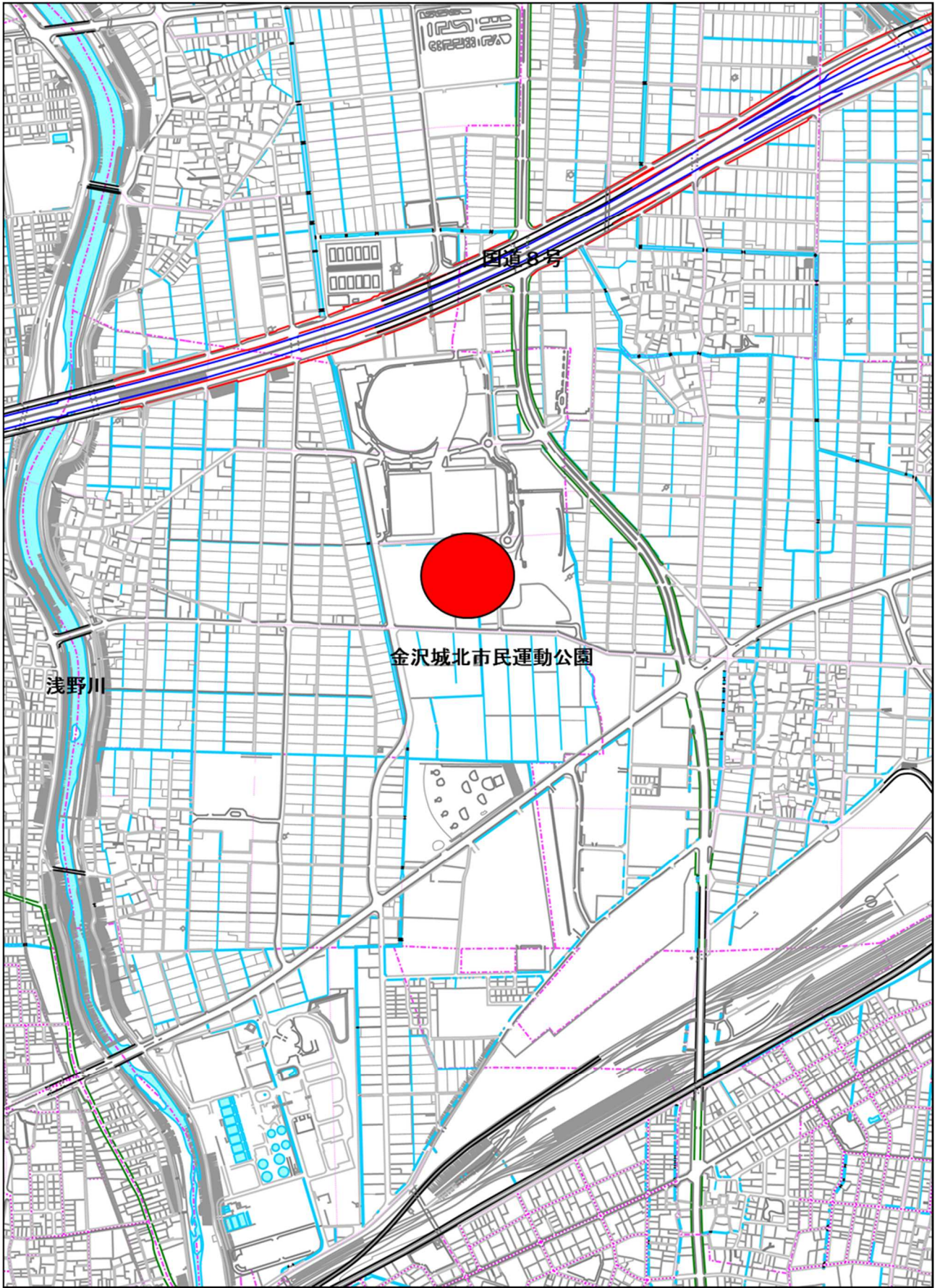
興業を行おうとする場所又は施設が、金沢城北市民運動公園イベント広場兼臨時駐車場であること。

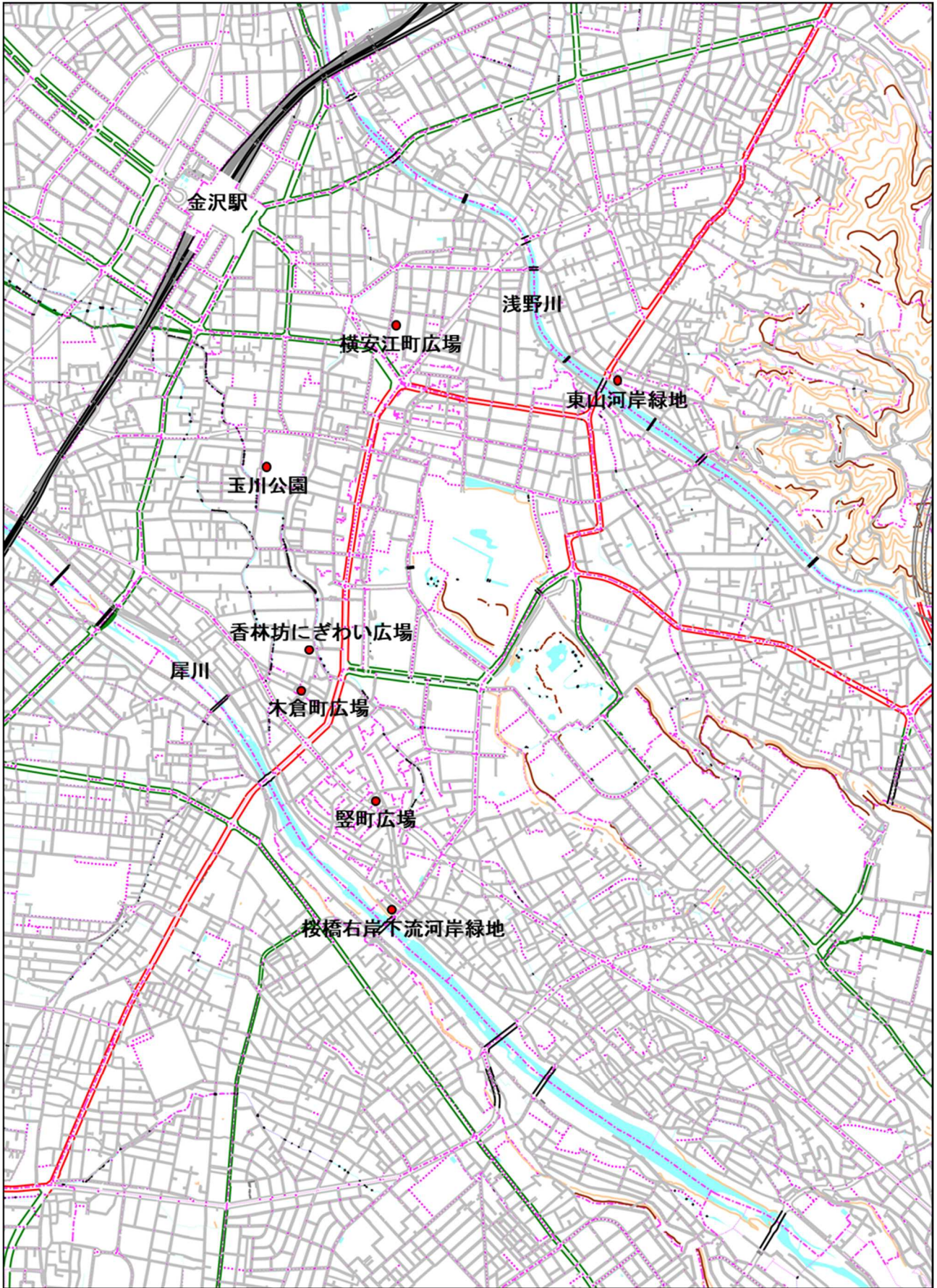
※別図参照

【別図】









金沢城北市民運動公園



城北市民テニスコート
城北市民テニスコート駐車場

北第1駐車場
北第2駐車場
金沢市民野球場
北第3駐車場

西第1駐車場
交流広場
金沢オーケストラ
西第2駐車場
金沢公園パーク

自転車競技場
イベント広場兼臨時駐車場
南駐車場



3 適用日

令和6年4月1日から適用（予定）

【参考】金沢市公園条例抜粋

（行為の制限）

第3条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。

(2) 業として写真又は映画を撮影すること。

(3) 興業を行うこと。

(4) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項又は前項の許可を与えることができる。

5 市長は、第1項又は第3項の規定による許可に、必要があると認めるときは、公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。